

団体総合生活保険

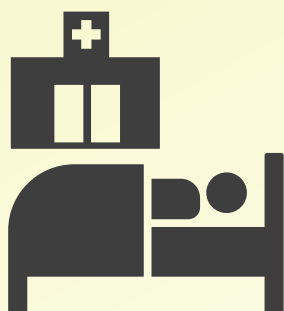
M C D A S H

最大
37%
割引*1

リスクに備える充実の補償で従業員の皆様やご家族の生活をお守りします！

病気に備える

医療補償

約 2 秒に 1 人が、
入院しています！*2

他人への賠償責任に備える

個人賠償責任

約 7 分に 1 件、
自転車事故が発生！*3

がんのリスクに備える

がん補償



男性、女性ともに、

おおよそ 2 人に 1 人が、
一生のうちにがん

と診断される！*4

他にも、“もしも” に備えて様々な補償をご用意しています。

※補償ラインナップは目次をご参照ください。

保険期間

2025年 11月1日 午後4時から
2026年 11月1日 午後4時まで

募集期間

2025年 8月12日 から
2025年 9月10日 まで

お問い合わせはこちらまで

代理店

三菱商事インシュアランス株式会社

■ 本店 TEL : 0120-400-114 (受付時間：平日午前10時～午後4時)

※お電話が大変混み合い繋がりにくい場合がありますので、弊社ホームページお問い合わせフォームもご利用ください。

三菱商事インシュアランスホームページ(<http://www.mctic.co.jp/individuals/>)

■ 西日本支店 TEL : 06-6348-7175

■ 中部支店 TEL : 052-856-4451

■ 九州支店 TEL : 092-721-2603

お問い合わせフォーム
二次元コードはこちら▶(株)東京海上日動パートナーズ東北
仙台支社 TEL : 022-207-3811
FAX : 022-207-3813(株)東京海上日動パートナーズEAST
東信支社 TEL : 0268-28-8020
FAX : 0268-28-8112(株)東京海上日動パートナーズ九州
大分支店 佐伯支店 TEL : 0972-22-2077
FAX : 0972-22-2104

※仙台、長野、大分各地区においては、各地区の(株)東京海上日動パートナーズが取扱(幹事)代理店、三菱商事インシュアランス株式会社が非幹事代理店となります。

*1 割引の詳細は「団体保険の特徴」をご確認ください。

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」をもとに東京海上日動にて作成

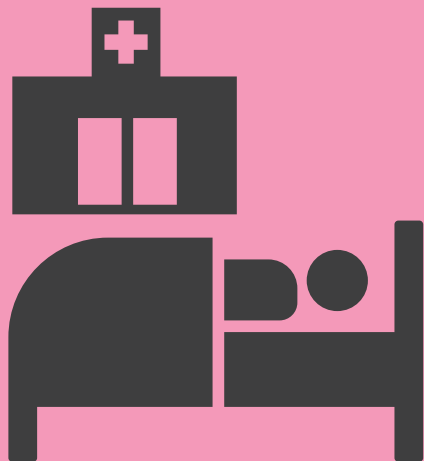
*3 出典：警察庁「自転車関連交通事故の状況」をもとに東京海上日動にて作成

*4 出典：(公財)がん研究振興財団「がんの統計2024」累積がん罹患・死亡リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん

こんな**もしもの出費**に、備えていますか？

医療補償

病気に備える



病気で入院したら…

差額
ベッド代

食事代

家族の
交通費

日用品

等

<入院1日あたり>

自己負担費用平均約

20,700円 *1

入院期間
平均約

26.3日 *2

いつ起こるかわからない病気に備えられます！

【保険金お支払い事例】 **脳内出血で手術、20日間入院**

<受取保険金額>

15万円

入院保険金日額
5,000円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々**620**円

※R1(月払)タイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

*2 出典：厚生労働省「令和5(2023)年医療施設(静態・動態)調査・病院報告の概況」

がん補償

がんのリスク に備える



がんと診断確定されて治療のために入院した…

【医療費・自己負担額の例】 (胃がんで15日間入院したケース)*1

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円

合計 約 **30.9**万円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】 **がんと診断確定された場合**

<がん診断保険金>

50万円

がん診断保険金
50万円プラン

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々**290**円

※NN1(月払)タイプの場合

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

家計にやさしい**団体保険**で、しっかり備えを！

団体保険の特徴

■ 最大 37%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：30%適用、傷害補償・大口団体契約割引：10%適用

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*1、保険料の払込みは給与引去りまたは口座振替*2

■ 自動セットの充実したサービス！ *3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

■ ご家族も加入できる！ *4

*1 所得補償、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*2 各企業で予め決まっておりますので、代理店にご確認ください。

*3 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

*4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

その他にも安心できる各種補償をご用意しています。
ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

公的医療保険とは

病気やケガをしたとき、公的医療保険に加えて「傷害補償」「がん補償」「医療補償」があると安心です。



公的医療保険って？

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1～3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳以上	1割負担	2割負担	3割負担
70～74歳	2割負担		
6歳(義務教育就学後)～69歳	3割負担		
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)		

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過した部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
①	年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
②	年収約770万円～ 約1,160万円	167,400円+ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
③	年収約370万円～ 約770万円	80,100円+ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
④	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
⑤	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

*1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2024年10月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど...

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代**や**先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。

だから

公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」「がん補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

よくあるご質問 皆様からよくいただくご質問にお答えします！

<共通>

Q：本人は対象にせず、家族のみでも加入できますか。

加入できます。加入可能な家族の範囲は「保険の対象となる方(被保険者)について」のページをご参照ください。ただし、加入者(加入のお申込みをされる方・保険料を支払う方)は、役員または従業員の方および退職者本人のみとなります。

<その他共通>

Q：子供が就職して別居します。現在加入している補償は更新できますか。

更新できます。婚姻歴のない未婚のお子様について、別居となることで更新できなくなる補償はありません。

<事故発生時>

Q：過去に遡って保険金請求はできますか。

保険金請求権には時効(3年)があります。

保険金請求漏れ防止のためにも、事故発生後、速やかに保険金請求のご連絡をお願いします。

<日本国外の取り扱いについて>

Q：海外で起きたケガや事故等も補償の対象となりますか。

日本国内のみの補償は、ホールインワン・アルバトロス費用となります。また、個人賠償責任のうち、他人から借りた物の賠償責任は日本国内で借りた物のみ対象となります。それ以外の補償については、海外での病気・ケガや事故もお支払いの対象となります。なお、個人賠償責任の示談交渉サービスは国内での事故(訴訟が国外で提起された場合等を除く。)に限ります。

<告知について>

Q：現在、特定の病気・症状について保険金が支払われない条件で加入していますが、ずっとこのまま補償してもらえないのでしょうか。

更新時に再度健康状態の告知をいただくこと(再告知といいます。)で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合、更新後契約については補償対象にできます。なお、再告知は保険期間の中途で行うことはできません。

Q：加入にあたり医師の診断書は必要ですか。

健康状態の告知にご回答いただくだけで、医師の診断書は必要ありません。ただし、健康状態の告知の内容によりご加入いただけない場合がございます。健康状態の告知にご回答いただくのは、所得補償、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合となります。

【傷害補償】

Q：自転車で人と接触して転倒、自分も相手もケガをしました。補償されますか。

ご自身のケガは傷害補償で補償されます。個人賠償責任に加入している場合、相手のケガは個人賠償責任で補償されます。相手のケガに対しては、法律上の損害賠償責任を負った場合に、個人賠償責任で保険金をお支払いします。

Q：工作中的ケガ(労災)も補償の対象になりますか。

工作中的のケガでも、急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方がおケガをされた場合、補償の対象となります。保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合等、詳しくは「補償の概要等」の「傷害補償」のページをご確認ください。

Q：手術保険金の支払われ方について知りたい。

公的医療保険制度の給付対象である手術全般が対象(傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術もあります。)です。また、入院中以外の手術か入院中の手術かにより支払倍率が決まります。詳しくは、「補償の概要等」の「傷害補償」のページをご確認ください。

よくあるご質問 皆様からよくいただくご質問にお答えします！

【所得補償】

Q：有給休暇や労災保険を使った場合も所得補償の保険金は支払われますか。

年次有給休暇、公休日等の勤務認証にかかわらず、お支払事由に該当する場合は保険金をお支払いします。ただし、半日でも職業・職務に従事した場合等は対象外です。

【医療補償】

Q：現在妊娠していますが加入できますか。

妊娠されている方も加入可能ですが、告知時点で正常分娩以外の入院(帝王切開等)が決まっている場合等、健康状態告知の質問に「あり」がある場合はご加入頂けません。

Q：過去に健康状態の告知事項に該当したため加入できませんでした。今回も加入は不可能でしょうか。

再告知をいただくことにより、加入できる場合があります。健康状態告知書をお読みください。

Q：先進医療にはどのようなものがありますか。

先進医療とは、新しい医療技術・患者ニーズの多様化等に対応することを目的に、厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。認定されている医療技術、医療機関等の詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。

Q：既存の疾病があるのですが、新規加入はできますか。

お申込時に「健康状態告知書」に正確にお答えください。告知内容によっては、残念ながらご加入できないこともございます。

Q：手術保険金の支払われ方について知りたい。

「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術」が対象(ただし、傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術もあります。)です。また、入院中以外の手術か入院中の手術か、重大手術に該当するかにより支払倍率が決まります。詳しくは、「補償の概要等」の「医療補償」のページをご確認ください。

【がん補償】

Q：団体総合生活保険のがん補償で補償の対象となる「がん」は、どのようなものですか。

悪性新生物や上皮内新生物が対象になります。詳しくは「補償の概要等」の「がん補償」のページをご確認ください。

Q：上皮内新生物は補償の対象になりますか。

対象になります。また、悪性新生物(がん)の場合と同額の保険金のお支払いとなります。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象になりません。

Q：がん診断保険金は、何度でも受け取れるのですか。

がん診断保険金は、診断確定されたときの1回だけではなく、一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときにも保険金をお支払いします。

※ただし、保険期間中1回に限ります。また、再発・転移や新たながんが生じた場合も、前回のお支払いのがんの診断確定日からその日を含めて1年以内の場合は、がん診断保険金のお支払いの対象外となります。詳しくは「補償の概要等」の「がん補償」のページをご確認ください。

【介護補償】

Q：役員・従業員の配偶者の両親や兄弟は被保険者本人になれますか。

なれます。配偶者の両親、兄弟を被保険者本人としてご加入いただけます。

【ホールインワン・アルバトロス費用】

Q：海外のゴルフ場でホールインワンを達成した場合も補償の対象となりますか。

対象となりません。ホールインワン・アルバトロス費用は国内の9ホール以上有するゴルフ場のみ対象となります。

【携行品損害】

Q：携帯電話・スマートフォンを落として画面が割れてしまいました。携行品損害補償で対象となりますか。

対象となりません。携帯電話・スマートフォン・ノート型パソコン等は補償の対象外となっています。対象外となる携行品については「補償の概要等」の「財産に関する補償」の携行品特約のページをご確認ください。

MC DASHがよくわかる Q & A

Q 1. 保険料の支払い方法は？

A 1. 団体総合生活保険（MC DASH）は、保険契約開始月（11月）の2か月後の翌年1月から第1回目分が引去りされ、12月で終了となります。（月払いの場合）

団体総合生活保険 保険料引去りの仕組み



注)月払いでのご加入で下記に該当する場合、そのご加入者の残りの保険料を一括で払込みいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
〈給与天引き〉退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合等
〈口座振替〉残高不足等により2か月続けて口座振替不能が発生した場合等

Q 2. 中途での加入や内容変更は可能ですか？

A 2. 保険期間の途中でも、翌月1日付でご加入・ご変更いただけます。変更の場合、月払保険料は変更日（翌月の1日）の翌々月から変更になります。（翌月までは変更前保険料で引去りされます）

Q 3. 加入後に保険料は変わりますか？

A 3. 自動継続タイプの保険ですが、保険料改定や団体割引・損害率による割引率の変更等により保険料が変わる場合がありますので、毎年更新時に次年度の保険料をご確認ください。
また「医療補償」「がん補償」「介護補償」「所得補償」については、保険開始日（11月1日）の満年齢により保険料が毎年見直されます。その他の商品は年齢による保険料変更はありません。

Q 4. 保険を継続できないことがありますか？

A 4. 加入者ご本人が以下の場合、契約の更新が出来ず、補償が終了します。

- ①三菱商事(株)の社員 : 死亡した場合
- ②三菱商事グループの社員 : 死亡した場合、所属企業が三菱商事グループに属さなくなった場合
- ③三菱商事(株)の退職者 : 死亡した場合
- ④三菱商事グループの退職者 : 死亡した場合

※上記に伴い、補償の対象となっている配偶者やお子様・その他ご家族のご契約も終了となりますのでご注意ください。

※上記以外にも、離婚等によって加入者ご本人の配偶者やお子様・その他ご家族ではなくなった場合も、その方の補償は終了となります。

※年齢により制限のある補償もございますので、Q5をご参照ください。

Q 5. 何歳まで継続できますか？

A 5. 「医療補償」「がん補償」は被保険者（保険の対象となる方）が満89歳の更新まで、「介護補償」は満84歳の更新まで、「所得補償」は満69歳の更新までとなります。それ以外は年齢に関係なくご継続いただけます。

Q 6. 退職後の更新は可能ですか？

A 6. 退職者団体が設置されている場合は、ご退職後も引き続き退職者団体にて保険を更新することができます。ご退職後の保険料支払方法は口座振替になります。

※退職者団体設置の有無については、代理店までご確認ください。

Q 7. 保険料控除はありますか？

A 7. 「医療補償」「がん補償」「介護補償」「所得補償」は介護医療保険料控除の対象となります。「ケガ・日常生活の補償」「ゴルフの補償」は保険料控除の対象外です。

目 次

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- 補償ラインナップ(基本補償)

MC DASH



傷害補償(ケガへの備え)

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

【財産に関する補償】



携行品(身の回り品への備え)

【費用に関する補償】



ホールインワン・アルバトロス費用



所得補償(病気やケガで働けない時への備え)



医療補償(病気への備え)



がん補償(がんへの備え)



介護補償(介護への備え)

自動車・火災保険(団体扱)

自動車保険

火災保険

- 従来商品の補償・保険料表
- サービスのご案内
- 告知の大切さに関するご案内
- 加入依頼書の記入例
- 団体総合生活保険 補償の概要等
- 重要事項説明書
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)
- 団体総合生活保険 商品改定のご案内
- お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

		本人型	家族型補償(本人型以外)	
			傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 三菱商事株式会社およびその系列会社の役員・従業員・退職者		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○	○
	①の方と同居されているご親族、使用人	○	×	○

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバイトロス費用をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、所得補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

1. ケガ・日常生活の補償

傷害補償(ケガへの備え)

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・交通事故等から地震まで、
様々なケガや熱中症に対応します！

こんな時はおまかせください

日常生活全般プラン



スポーツ中にケガ



家庭内でケガ



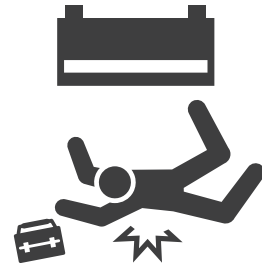
熱中症になった



交通事故でケガ



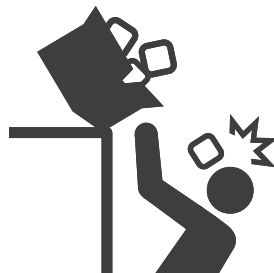
自転車ケガ



駅構内でケガ



ゴルフ場や練習場で
スイングした拍子に
転んでケガ



仕事や通勤途上に
ケガ ...等

〔天災危険補償特約〕＜追加補償＞

地震・噴火またはこれらによる津波でケガや
熱中症となった

携行品(身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等*1の損害を補償します。

*1 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

こんな時はおまかせください



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった



外出中、ハンドバッグをひったくられた

…等

オプション①

個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

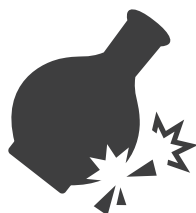
国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物*¹を壊してしまった等で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

こんな時はおまかせください



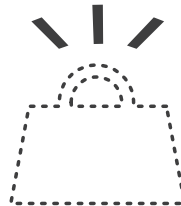
自転車で誤って
他人に衝突



買い物中に誤って
商品を破損



借りたゴルフ
クラブを破損



借りたバッグが盗難
...等



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

もしもの高額賠償に備えて「個人賠償責任」があると安心です。

自転車による加害事故は **1万7,607件！**
下記のような高額賠償事例も...



判決認容額*	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。 (高松高等裁判所、2020年7月22日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)

* 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。

上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

【出典】日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車の事故」(2024年8月改定)

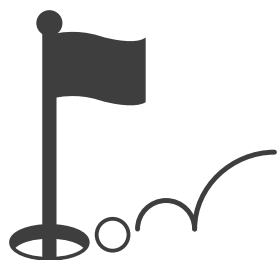
オプション②

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロス*1を達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス、または、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスをいいます。詳細は「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください



ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した

…等

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
 ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したことの証明およびゴルフ場の証明または映像等)をご提出いただきます。
 ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。
 ※詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。



※オプションのみのご加入はできません。基本補償とセットでご加入ください。
 ※基本補償の保険料にオプションの保険料を追加した金額が合計保険料となります。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
団体割引：30%、大口団体契約割引：10%

基本補償	プラン		エコノミー	スタンダード	デラックス	エコノミー	スタンダード	デラックス	エコノミー	スタンダード	デラックス	
	傷害補償	型	本人型			夫婦型			家族型			
		タイプ名	FHA4タイプ ×3口	FHA4タイプ ×5口	FHA4タイプ ×10口	KFA4タイプ ×3口	KFA4タイプ ×5口	KFA4タイプ ×10口	KKA4タイプ ×3口	KKA4タイプ ×5口	KKA4タイプ ×10口	
		天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ご本人	死亡・後遺障害保険金額	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
			入院保険金日額*1(1日あたり)	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円
			通院保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円
		配偶者	死亡・後遺障害保険金額				300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
			入院保険金日額*1(1日あたり)	－	－	－	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円
			通院保険金日額(1日あたり)				3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円
	ご親族	死亡・後遺障害保険金額							300万円	500万円	1,000万円	
		入院保険金日額*1(1日あたり)	－	－	－	－	－	－	4,500円	7,500円	15,000円	
		通院保険金日額(1日あたり)							3,000円	5,000円	10,000円	
携行品	型	本人型			夫婦型			家族型				
	タイプ名	FDH1タイプ	FDH3タイプ	FDH5タイプ	KDF1タイプ	KDF3タイプ	KDF5タイプ	KDK1タイプ	KDK3タイプ	KDK5タイプ		
	携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):5,000円)	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円		
保険料(月払)			1,310円	2,220円	4,370円	2,490円	4,190円	8,340円	4,550円	7,630円	15,210円	

- オプションのみのご加入はできません。基本補償とセットでご加入ください。
- 基本補償の保険料にオプションの保険料を追加した金額が合計保険料となります。
- 携行品およびオプションについては他の保険と補償が重複する可能性があるため、ご加入内容をご確認の上、お申し込みください。
- 携行品、個人賠償責任、ホールインワン・アルバトロス費用のご加入口数は1口のみです。



オプション①	個人賠償責任	型	家族型		
		タイプ名	BBタイプ		
		保険金額	国内：無制限 国外：1億円		
		保険料(月払)	180円		
オプション②	ホールインワン・ アルバトロス費用	型	本人型	夫婦型	家族型
		タイプ名	H5Hタイプ	H5Fタイプ	H5Kタイプ
		保険金額	50万円	50万円	50万円
		保険料(月払)	440円	660円	1,050円

基本補償	プラン		エコノミー	スタンダード	デラックス	エコノミー	スタンダード	デラックス	エコノミー	スタンダード	デラックス	
	傷害補償	型	本人型			夫婦型			家族型			
		タイプ名	FHA4タイプ ×3口	FHA4タイプ ×5口	FHA4タイプ ×10口	KFA4タイプ ×3口	KFA4タイプ ×5口	KFA4タイプ ×10口	KKA4タイプ ×3口	KKA4タイプ ×5口	KKA4タイプ ×10口	
		天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ご本人	死亡・後遺障害保険金額	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
			入院保険金日額*1(1日あたり)	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円
			通院保険金日額(1日あたり)	3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円
		配偶者	死亡・後遺障害保険金額				300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
			入院保険金日額*1(1日あたり)	－	－	－	4,500円	7,500円	15,000円	4,500円	7,500円	15,000円
			通院保険金日額(1日あたり)				3,000円	5,000円	10,000円	3,000円	5,000円	10,000円
	ご親族	死亡・後遺障害保険金額							300万円	500万円	1,000万円	
		入院保険金日額*1(1日あたり)	－	－	－	－	－	－	4,500円	7,500円	15,000円	
		通院保険金日額(1日あたり)							3,000円	5,000円	10,000円	
携行品	型	本人型			夫婦型			家族型				
	タイプ名	FDH1タイプ	FDH3タイプ	FDH5タイプ	KDF1タイプ	KDF3タイプ	KDF5タイプ	KDK1タイプ	KDK3タイプ	KDK5タイプ		
	携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):5,000円)	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円	10万円	30万円	50万円		
保険料(一時払)		14,410円	24,400円	48,100円	27,330円	46,010円	91,510円	50,130円	84,150円	167,650円		

- オプションのみのご加入はできません。基本補償とセットでご加入ください。
- 基本補償の保険料にオプションの保険料を追加した金額が合計保険料となります。
- 携行品およびオプションについては他の保険と補償が重複する可能性があるため、ご加入内容をご確認の上、お申し込みください。
- 携行品、個人賠償責任、ホールインワン・アルバトロス費用のご加入口数は1口のみです。



オプション①	個人賠償責任	型	家族型		
		タイプ名	BBタイプ		
		保険金額	国内：無制限 国外：1億円		
		保険料(一時払)	1,990円		
オプション②	ホールインワン・ アルバトロス費用	型	本人型	夫婦型	家族型
		タイプ名	H5Hタイプ	H5Fタイプ	H5Kタイプ
		保険金額	50万円	50万円	50万円
		保険料(一時払)	4,820円	7,180円	11,420円

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、「ケガ・日常の補償」が「ゴルフの補償」のいずれから1タイプをお選びください。なお、個人賠償責任補償につき、「ケガ・日常生活の補償」にご加入の場合はBBタイプを、「ゴルフの補償」にご加入の場合はGFBタイプをお選びください。

※大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※大口団体契約割引は、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用には適用できません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険期間中に「ケガ・日常生活の補償」から「ゴルフの補償」に変更すること、または「ゴルフの補償」から「ケガ・日常生活の補償」に変更することはできません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。

※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。

※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

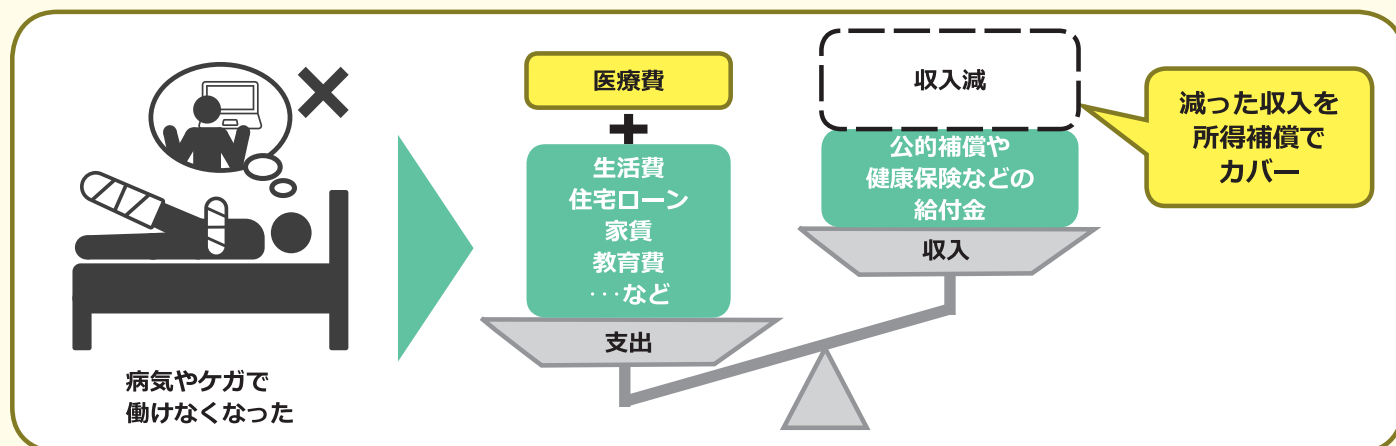
2. 所得補償

所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

被保険者(保険の対象となる方)が病気やケガを被り免責期間^{*1}を超えて就業不能となった時に保険金をお支払いします。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。免責期間は「補償の概要等」をご確認ください。

こんな時はおまかせください



＜保険金のお支払い方法＞

下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【例 免責期間 7 日間のタイプにご加入の場合】

- ・職業：一般事務従事者
- ・平均月間所得額：40万円
- ・所得補償保険金額：20万円
- ・てん補期間：1年間
- ・免責期間：7日

Aさん(35歳)は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？

《免責期間》

3月25日～3月31日(7日間)

《保険金支払対象期間(就業不能期間)》

4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計

《お支払いする保険金》

$$(20\text{万円} \times 5\text{か月}) + (20\text{万円} \times 15\text{日} / 30\text{日}) = \mathbf{110\text{万円}}$$

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
保険期間												
働けない期間	3月25日から 9月15日まで											
免責期間	3月25日から 3月31日まで											
保険金支払対象期間 (就業不能期間)	4月1日から 9月15日まで											
	▲ 病気・入院 ▲ 退院・自宅療養 ▲ 復職											

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
団体割引：30%

型		本人型
タイプ名		Sタイプ
職種		一般事務従事者等 (基本級別1級)
てん補期間*1		1年
免責期間		4日
加入限度口数		99口
所得補償保険金額(月額)		1万円
保険料 (月払)	15～19歳	40円
	20～24歳	60円
	25～29歳	70円
	30～34歳	90円
	35～39歳	110円
	40～44歳	130円
	45～49歳	160円
	50～54歳	180円
	55～59歳	190円
	60～64歳	200円
	65～69歳	300円

型		本人型
タイプ名		Sタイプ
職種		一般事務従事者等 (基本級別1級)
てん補期間*1		1年
免責期間		4日
加入限度口数		99口
所得補償保険金額(月額)		1万円
保険料 (一時払)	15～19歳	470円
	20～24歳	690円
	25～29歳	770円
	30～34歳	940円
	35～39歳	1,170円
	40～44歳	1,450円
	45～49歳	1,700円
	50～54歳	1,960円
	55～59歳	2,100円
	60～64歳	2,190円
	65～69歳	3,280円

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(会社経営者(作業労働に従事する方は除きます)、一般事務従事者等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上満69歳以下の方に限ります。

- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- *2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
- *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
- *4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

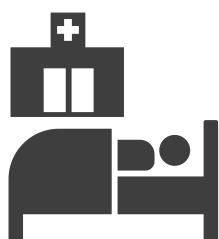
3. 医療補償

医療補償(病気への備え)

病気やケガ*1のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

こんな時はおまかせください

疾病入院



病気で入院
1日目から補償

疾病手術



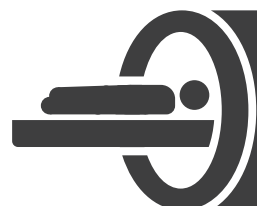
病気で手術した

退院後通院



病気で入院し、退院翌日
から180日以内に通院
[傷害不担保特約セット]

総合先進医療基本保険金 総合先進医療一時金



病気やケガで先進医療を受けた

放射線治療

病気やケガで放射線治療を受けた

三大疾病・重度傷害一時金

[三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用)セット]

がんと診断確定された、または急性心筋梗塞・脳卒中と診断されて入院*2

女性入院

女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気や糖尿病等所定の病気で入院
1日目から補償

女性形成治療

病気やケガのため、乳房切除術等所定の手術を受けた

*1 ケガは放射線治療保険金・総合先進医療基本保険金/総合先進医療一時金・女性形成治療保険金対象です。

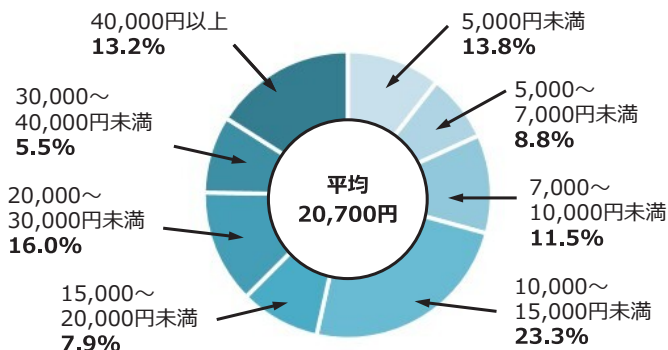
*2 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

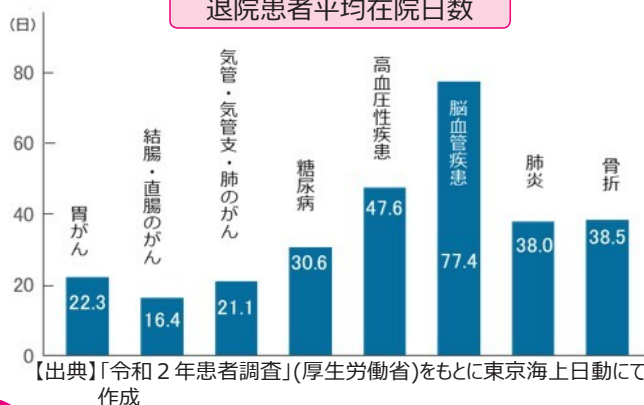
【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



だから

入院や手術を補償する
「医療補償」だと安心です。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０％
※ご加入口数は１口のみです。

型				本人型					
性別				男性・女性共通			女性		
タイプ名				R1タイプ	R2タイプ	R3タイプ	R4タイプ	R5タイプ	R6タイプ
ご本人	疾病入院保険金日額(1 日あたり)			5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
	疾病手術 保険金額	重大手術*1		20万円	20万円	40万円	40万円	20万円	20万円
		上記以外の 手術	入院中	5万円	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額			5万円	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円
	退院後通院保険金日額(1 日あたり)			3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	3,000円	3,000円
	総合先進医療基本保険金額			400万円	400万円	600万円	600万円	400万円	400万円
	総合先進医療一時金額			10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	三大疾病・重度傷害一時金額			－	50万円	－	100万円	－	50万円
		三大疾病のみ補償特約*2		－	○	－	○	－	○
	女性入院保険金日額(1 日あたり)			－	－	－	－	5,000円	5,000円
	女性形成治療保険金額(手術の種類により)			－	－	－	－	10万円・20万円	10万円・20万円
保険料 (月払)		0 ～ 4 歳		480円	560円	920円	1,080円	550円	630円
		5 ～ 9 歳		370円	450円	690円	860円	440円	520円
		1 0 ～ 1 4 歳		340円	440円	630円	830円	420円	520円
		1 5 ～ 1 9 歳		390円	480円	740円	920円	510円	600円
		2 0 ～ 2 4 歳		540円	610円	1,060円	1,200円	780円	850円
		2 5 ～ 2 9 歳		590円	730円	1,150円	1,430円	970円	1,110円
		3 0 ～ 3 4 歳		620円	830円	1,220円	1,630円	1,060円	1,270円
		3 5 ～ 3 9 歳		680円	990円	1,330円	1,960円	1,060円	1,370円
		4 0 ～ 4 4 歳		780円	1,210円	1,530円	2,390円	1,160円	1,590円
		4 5 ～ 4 9 歳		1,030円	1,640円	2,040円	3,250円	1,520円	2,130円
		5 0 ～ 5 4 歳		1,360円	2,160円	2,680円	4,280円	1,990円	2,790円
		5 5 ～ 5 9 歳		1,920円	3,050円	3,810円	6,060円	2,790円	3,920円
		6 0 ～ 6 4 歳		2,800円	4,370円	5,570円	8,710円	4,000円	5,570円
		6 5 ～ 6 9 歳		3,890円	6,060円	7,760円	12,090円	5,630円	7,800円
		7 0 ～ 7 4 歳		5,600円	8,730円	11,170円	17,420円	8,400円	11,530円
		7 5 ～ 7 9 歳		7,220円	10,900円	14,420円	21,780円	11,370円	15,050円
		8 0 ～ 8 4 歳		8,880円	13,440円	17,730円	26,850円	14,340円	18,900円
		8 5 ～ 8 9 歳		9,270円	14,580円	18,510円	29,120円	16,010円	21,320円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3 が、0歳以上満89歳以下の方に限ります。

- *1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *2 三大疾病・重度傷害一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。
- *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】
「三大疾病・重度傷害一時金特約」につき、補償内容の変更と収支状況の悪化等を踏まえた保険料の引き上げを行っています。
詳細は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」等をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30％
※ご加入口数は1口のみです。

型				本人型					
性別				男性・女性共通			女性		
タイプ名				R1タイプ	R2タイプ	R3タイプ	R4タイプ	R5タイプ	R6タイプ
ご本人	疾病入院保険金日額(1 日あたり)			5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
	疾病手術 保険金額	重大手術*1		20万円	20万円	40万円	40万円	20万円	20万円
		上記以外の 手術	入院中	5万円	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額			5万円	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円
	退院後通院保険金日額(1 日あたり)			3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	3,000円	3,000円
	総合先進医療基本保険金額			400万円	400万円	600万円	600万円	400万円	400万円
	総合先進医療一時金額			10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	三大疾病・重度傷害一時金額			－	50万円	－	100万円	－	50万円
		三大疾病のみ補償特約*2		－	○	－	○	－	○
	女性入院保険金日額(1 日あたり)			－	－	－	－	5,000円	5,000円
	女性形成治療保険金額(手術の種類により)			－	－	－	－	10万円・20万円	10万円・20万円
保険料 (一時払)		0 ～ 4 歳		5,170円	6,040円	9,960円	11,700円	5,980円	6,850円
		5 ～ 9 歳		3,930円	4,850円	7,470円	9,300円	4,740円	5,660円
		1 0 ～ 1 4 歳		3,610円	4,690円	6,840円	9,010円	4,440円	5,520円
		1 5 ～ 1 9 歳		4,180円	5,140円	7,980円	9,890円	5,440円	6,400円
		2 0 ～ 2 4 歳		5,920円	6,690円	11,460円	13,010円	8,550円	9,320円
		2 5 ～ 2 9 歳		6,380円	7,880円	12,390円	15,390円	10,520円	12,020円
		3 0 ～ 3 4 歳		6,790円	9,040円	13,200円	17,710円	11,610円	13,860円
		3 5 ～ 3 9 歳		7,380円	10,790円	14,380円	21,200円	11,490円	14,900円
		4 0 ～ 4 4 歳		8,470円	13,190円	16,560円	26,000円	12,610円	17,330円
		4 5 ～ 4 9 歳		11,220円	17,850円	22,080円	35,330円	16,550円	23,180円
		5 0 ～ 5 4 歳		14,750円	23,500円	29,130円	46,640円	21,620円	30,370円
		5 5 ～ 5 9 歳		20,910円	33,190円	41,450円	66,010円	30,390円	42,670円
		6 0 ～ 6 4 歳		30,510円	47,660円	60,630円	94,930円	43,600円	60,750円
		6 5 ～ 6 9 歳		42,450円	66,080円	84,510円	131,780円	61,460円	85,090円
		7 0 ～ 7 4 歳		61,060円	95,160円	121,730円	189,920円	91,550円	125,650円
		7 5 ～ 7 9 歳		78,800円	118,930円	157,210円	237,480円	124,100円	164,230円
		8 0 ～ 8 4 歳		96,860円	146,620円	193,330円	292,840円	156,430円	206,190円
		8 5 ～ 8 9 歳		101,080円	158,970円	201,770円	317,560円	174,600円	232,490円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3 が、0歳以上満89歳以下の方に限ります。

- *1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *2 三大疾病・重度傷害一時金を三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に限定してお支払いします。
- *3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】
「三大疾病・重度傷害一時金特約」につき、補償内容の変更と収支状況の悪化等を踏まえた保険料の引き上げを行っています。
詳細は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」等をご確認ください。

4. がん補償

がん補償(がんへの備え)

がんのリスクに備えて、充実の補償をご用意！
 がんと診断確定された場合^{*1}やがん治療のために
 入通院された場合等に、保険金をお支払いします。

^{*1} 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは「補償の概要等」のページをご確認ください。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
 上皮内新生物も



がん通院

がん通院延長

・がんで入院したとき、
 入院前後の通院治療
 にも
 ・手術、放射線治療、抗がん剤
 治療のため通院した



がん手術

がんの手術に
 備えて



がん入院

入院は1日目から、
 支払日数の制限なし



がん退院後療養

がんで20日以上継続入院後、退院した



がんは
 気になる病気よね・・・

日本の「がん(悪性新生物)」の
 総患者数は、約465万人！

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 176,620円
 差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例
 ※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
 (実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
 「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位：万人)			
悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に
 合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、およそ2人に1人が
 がんと診断されるといわれています。

だから

まとまった資金の
 準備ができると安心です。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30％
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		NN1タイプ	NN2タイプ	NN3タイプ
ご本人	がん診断保険金額	50万円	100万円	150万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	5,000円	10,000円	15,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	5万円・10万円・20万円	10万円・20万円・40万円	15万円・30万円・60万円
	がん退院後療養保険金額	5万円	10万円	15万円
	がん通院保険金日額(1日あたり)	2,500円	5,000円	7,500円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	2,500円	5,000円	7,500円
保険料 (月払)	0～4歳	60円	80円	120円
	5～9歳	60円	90円	130円
	10～14歳	80円	130円	180円
	15～19歳	60円	100円	140円
	20～24歳	60円	100円	140円
	25～29歳	150円	280円	420円
	30～34歳	290円	580円	840円
	35～39歳	500円	1,000円	1,500円
	40～44歳	730円	1,450円	2,160円
	45～49歳	1,040円	2,080円	3,120円
	50～54歳	1,290円	2,610円	3,900円
	55～59歳	1,820円	3,630円	5,440円
	60～64歳	2,810円	5,630円	8,440円
	65～69歳	3,800円	7,630円	11,430円
	70～74歳	5,180円	10,370円	15,550円
	75～79歳	5,850円	11,690円	17,540円
	80～84歳	6,830円	13,640円	20,460円
	85～89歳	7,560円	15,110円	22,670円

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、0歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

※「三大治療のための通院」を補償対象とする等、通院補償を拡充します。
※保険料を改定します(ご加入タイプや年齢区分によって保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。)。
詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０％
※ご加入口数は１口のみです。

型		本人型		
性別		男性・女性共通		
タイプ名		NN1タイプ	NN2タイプ	NN3タイプ
ご本人	がん診断保険金額	50万円	100万円	150万円
	がん入院保険金日額(１日あたり)	5,000円	10,000円	15,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	5万円・10万円・20万円	10万円・20万円・40万円	15万円・30万円・60万円
	がん退院後療養保険金額	5万円	10万円	15万円
	がん通院保険金日額(１日あたり)	2,500円	5,000円	7,500円
	がん通院延長保険金日額(1日あたり)	2,500円	5,000円	7,500円
保険料 (一時払)	0～4歳	390円	770円	1,170円
	5～9歳	440円	880円	1,310円
	10～14歳	650円	1,300円	1,950円
	15～19歳	520円	1,030円	1,520円
	20～24歳	500円	1,010円	1,510円
	25～29歳	1,530円	3,060円	4,590円
	30～34歳	3,120円	6,230円	9,340円
	35～39歳	5,470円	10,960円	16,440円
	40～44歳	7,880円	15,750円	23,620円
	45～49歳	11,340円	22,670円	34,000円
	50～54歳	14,210円	28,390円	42,600円
	55～59歳	19,790円	39,560円	59,360円
	60～64歳	30,730円	61,430円	92,160円
	65～69歳	41,540円	83,110円	124,650円
	70～74歳	56,550円	113,080円	169,620円
	75～79歳	63,750円	127,470円	191,220円
	80～84歳	74,420円	148,830円	223,250円
	85～89歳	82,420円	164,840円	247,240円

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、0歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【今年度の主な改定点】

※「三大治療のための通院」を補償対象とする等、通院補償を拡充します。
※保険料を改定します(ご加入タイプや年齢区分によって保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。)。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

5. 介護補償

介護補償【認知症アシスト付き】（介護への備え）

所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)を受け取れます。

認知症になっても安心して生活いただけるよう、
保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス付き*1！

*1 各種サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。



補償の型

公的介護保険連動型 (要介護2) 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。



公的介護保険は
あるけれど…

介護にかかる
お金は…？

一時費用*1の合計：
平均**74万円**

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に
必要となる主な費用の目安
(自費で購入した場合)

車いす

■自走式 … 5～21万円
■電動式 … 30～67万円

階段昇降機

■いす式直線階段用
…………… 52万円～
※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

■16～61万円
※機能により金額は異なる

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

手すり

■廊下・階段・浴室用等… 2万円～
※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

■水洗式 …… 3～7万円
■シャワー式 … 13～19万円

移動用リフト

■据置式 … 24～90万円
■レール走行式 … 56万円～
※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型			
補償の型		公的介護保険連動型 (要介護2)			
タイプ名		KG1タイプ	KG2タイプ	KG3タイプ	KG5タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円	500万円
保険料 (月払)	40～44歳	40円	80円	120円	190円
	45～49歳	50円	90円	140円	230円
	50～54歳	60円	130円	190円	320円
	55～59歳	90円	180円	270円	460円
	60～64歳	200円	390円	590円	980円
	65～69歳	560円	1,110円	1,670円	2,780円
	70～74歳	1,220円	2,430円	3,650円	6,090円
	75～79歳	2,790円	5,580円	8,370円	13,950円
	80～84歳	5,270円	10,540円	15,810円	26,340円

型		本人型			
補償の型		公的介護保険連動型 (要介護2)			
タイプ名		KG1タイプ	KG2タイプ	KG3タイプ	KG5タイプ
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円	500万円
保険料 (一時払)	40～44歳	430円	850円	1,280円	2,130円
	45～49歳	510円	1,010円	1,520円	2,530円
	50～54歳	700円	1,390円	2,090円	3,480円
	55～59歳	990円	1,990円	2,980円	4,970円
	60～64歳	2,140円	4,290円	6,430円	10,720円
	65～69歳	6,060円	12,120円	18,180円	30,300円
	70～74歳	13,280円	26,550円	39,830円	66,380円
	75～79歳	30,430円	60,850円	91,280円	152,130円
	80～84歳	57,470円	114,940円	172,410円	287,360円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、公的介護保険連動型の場合は満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

公的介護保険制度とは



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

6. ゴルフの補償

ゴルフ・セットタイプの補償(傷害・賠償・財産・費用)

ゴルフプレー中の思わぬ事故から夢のホールインワンまで
幅広く補償します！

こんな時はおまかせください



・スイングした拍子に転んでケガ
・熱中症になった

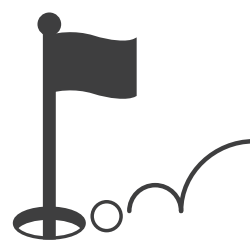


誤って他人(キャディを含む)にケガをさせた(国内のみ示談交渉サービス付き)



・クラブを折ってしまった
・ゴルフ用品の盗難*1にあった

…等



ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した*3

…等

国内外のゴルフ場やゴルフ練習場敷地内*2

国内の9ホール以上を有するゴルフ場

*1 ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。

*2 個人賠償責任のゴルフの練習中の事故については、場所がどこであるにかかわらず。

*3 ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書(同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃したこと証明およびゴルフ場の証明等)をご提出いただきます。上記以外にも、保険金をお支払いするための必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

※個人賠償責任につき、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

【ご注意】

原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
団体割引：30%、大口団体契約割引：10%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型
傷害補償	タイプ名	GFタイプ
	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円
	タイプ名	GFK2タイプ
	携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	20万円
	タイプ名	GFH5タイプ
ホールインワン・アルパトロス費用保険金額		50万円
保険料(月払)		610円

※傷害補償には「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」が、個人賠償責任には「ゴルフ賠償責任補償特約」が、携行品には「ゴルフ用品補償特約」がセットされた、ゴルフ中等限定・ゴルフ用品限定のプランとなります。

※大口団体契約割引は、個人賠償責任、携行品、ホールインワン・アルパトロス費用には適用できません。

※保険期間中に「ケガ・日常生活の補償」から「ゴルフの補償」に変更すること、または「ゴルフの補償」から「ケガ・日常生活の補償」に変更することはできません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



型		本人型
オプション	タイプ名	GFBタイプ
	個人賠償責任保険金額	国内：1億円 国外：1億円
保険料(月払)		60円

型		本人型
傷害補償	タイプ名	GFタイプ
	死亡・後遺障害保険金額	200万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円
	タイプ名	GFK2タイプ
	携行品保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	20万円
	タイプ名	GFH5タイプ
ホールインワン・アルパトロス費用保険金額		50万円
保険料(一時払)		6,510円



型		本人型
オプション	タイプ名	GFBタイプ
	個人賠償責任保険金額	国内：1億円 国外：1億円
保険料(一時払)		600円

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、「ケガ・日常の補償」か「ゴルフの補償」のいずれかから1タイプをお選びください。なお、個人賠償責任補償につき、「ケガ・日常生活の補償」にご加入の場合はBBタイプを、「ゴルフの補償」にご加入の場合はGFBタイプをお選びください。

【今年度の主な改定点】

※傷害補償につき、熱中症を補償対象とします。

※傷害補償につき、熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

従来商品の補償・保険料表

新規のご加入、タイプの変更はできません。

1. 傷害補償

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間、団体割引：30%
大口団体契約割引：10%

プラン		日常生活全般プラン					
型		本人型		夫婦型		家族型	
タイプ名		FHA4タイプ ¹	FHA5タイプ ¹	KFA4タイプ ¹	KFA5タイプ ¹	KKA4タイプ ¹	KKA5タイプ ¹
加入限度口数（月払）		20口	99口	20口	81口	15口	75口
（一時払）		10口	30口	10口	90口	10口	30口
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,500円	－	1,500円	－	1,500円	－
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	－	1,000円	－	1,000円	－
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	－	－	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)			1,500円	－	1,500円	－
	通院保険金日額(1日あたり)			1,000円	－	1,000円	－
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	－	－	－	－	100万円	100万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)					1,500円	－
	通院保険金日額(1日あたり)					1,000円	－
保険料(月払)		420円	110円	810円	210円	1,490円	380円
保険料(一時払)		4,620円	1,190円	8,890円	2,320円	16,430円	4,200円

プラン		交通事故等限定プラン						ゴルフ中等 限定プラン*2
型		本人型		夫婦型		家族型		本人型
タイプ名		C1Hタイプ ¹	C2Hタイプ ¹	C1Fタイプ ¹	C2Fタイプ ¹	C1Kタイプ ¹	C2Kタイプ ¹	GFタイプ ¹
加入限度口数（月払）		20口	75口	10口	75口	12口	75口	3口
（一時払）		10口	75口	10口	75口	10口	75口	5口
交通事故傷害危険のみ補償特約		○	○	○	○	○	○	－
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		－	－	－	－	－	－	○
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	200万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,500円	－	1,500円	－	1,500円	－	3,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	－	1,000円	－	1,000円	－	2,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	－	－	100万円	100万円	100万円	100万円	－
	入院保険金日額*1(1日あたり)			1,500円	－	1,500円	－	
	通院保険金日額(1日あたり)			1,000円	－	1,000円	－	
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	－	－	－	－	100万円	100万円	－
	入院保険金日額*1(1日あたり)					1,500円	－	
	通院保険金日額(1日あたり)					1,000円	－	
保険料(月払)		130円	20円	200円	30円	290円	50円	70円
保険料(一時払)		1,350円	240円	2,120円	400円	3,130円	620円	610円

※大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

- *1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

【今年度の主な改定点】

※熱中症を補償対象とします。
※職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。
※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種級別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。

詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

2. 個人賠償責任

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30％
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン	ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		BBタイプ	GFBタイプ
個人賠償責任	型	家族型	本人型
	保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：1億円 国外：1億円
保険料(月払)		180円	60円
保険料(一時払)		1,990円	600円

3. 携行品

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30％
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン											
型	本人型				夫婦型				家族型			
タイプ名	FDH1タイプ	FDH3タイプ	FDH5タイプ	FDH0タイプ	KDF1タイプ	KDF3タイプ	KDF5タイプ	KDF0タイプ	KDK1タイプ	KDK3タイプ	KDK5タイプ	KDK0タイプ
保険金額	10万円	30万円	50万円	100万円	10万円	30万円	50万円	100万円	10万円	30万円	50万円	100万円
免責金額 (自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
保険料(月払)	50円	120円	170円	390円	60円	140円	240円	480円	80円	180円	310円	610円
保険料(一時払)	550円	1,300円	1,900円	4,240円	660円	1,560円	2,610円	5,230円	840円	2,000円	3,350円	6,700円

プラン	ゴルフ用品限定プラン		
型	本人型		
タイプ名	GFK1タイプ	GFK2タイプ	GFK3タイプ
保険金額	10万円	20万円	30万円
免責金額 (自己負担額)	0円	0円	0円
保険料(月払)	60円	100円	150円
保険料(一時払)	700円	1,080円	1,680円

4. ホールインワン・アルバトロス費用

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：30％
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型		夫婦型		家族型
タイプ名	H5Hタイプ GFH5タイプ	H0Hタイプ GFH0タイプ	H5Fタイプ	H0Fタイプ	H5Kタイプ
保険金額	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円
保険料(月払)	440円	1,410円	660円	2,100円	1,050円
保険料(一時払)	4,820円	15,400円	7,180円	22,960円	11,420円

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 * 1: 24時間365日

 **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

 **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

 **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・「認知症の人と家族の会」紹介:午前9時～午後5時



0120-775-677

・脳の健康度チェック

:午前9時～午後5時



0120-002-531

・認知症介護電話相談

:午前9時～午後5時



0120-801-276

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

**保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。**

1
え
つ
と、
1
年
前
に
…



く
確
告
だ
認
知
さ
さ
い。
容
て
を

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお
願い
いたします！



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

加入依頼書の記入例

※現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合は、該当項目の印字を二重線で抹消し、変更後の内容を枠内に印字と重ならないようにご記入ください。

◆**①④⑦⑧**については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。

◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人 1 名につき 1 部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

- ①「ご記入日」：必ず記入してください。
 - ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】：「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
 - ③フルネームの自署をお願いします。
 - ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
 - ⑤保険の対象となる方【被保険者】
「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→各項目をご記入ください。
 - ⑥保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。
 - ⑦「加入者からみた続柄」：
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」：
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。
 - ⑧《所得補償にご加入の場合のみ》
「☆職業・職務」*1、「基本級別」*2
*1 「職業・職務コード」表より該当するコードをご記入ください。
*2 パンフレット等で確認ください。
 - ⑨《がん補償にご加入の場合のみ》
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。
 - ⑩ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
 - ⑪「被保険者・1回分保険料」：被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。「加入者・1回分合計保険料」：加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

E 団体保険加入依頼書

東京海上日動火災保険株式会社 保険会社提出用

1 ご記入日
(加入依頼日) 令和 ○○年 ○月 ○日

2 加入者
氏名(姓・名・姓)
加入者
住所(〒○○-○○-○○○○)

3 はたごに加入者の状態について、(左欄の「健康状態」を参照して加入(変更、更新しない等)をお願いします。

4 ご希望のお手続き
(1~4のうちいずれかに○)

変更のない場合はご提出不要です。	更新	1 加入内の変更	2 被保険者明細追加	3 本被保険者明細は更新しない	4 全員更新しない
------------------	----	----------	------------	-----------------	-----------

5 本人のお名前 カナ

6 本人のご住所 カナ

7 加入者からみた新病(旧コード)に該当する

8 職業・業種(第1職種のみ)

9 介護補償の対象となる方(要介護認定を受けた方)

10 タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にしてください。

タイプ	1 傷害補償	2 所得補償	3 団体長期障害所得補償	4 医療補償	5 がん補償	6 介護補償	7 個人賠償	8 借家人賠償	9 携行品	10 ホールウン
タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ
	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●

11 被保険者・1回分前年同率プラン保険料

加入者・1回分合計保険料

(注) 被保険者が複数ある場合は、各別に入会費を支払います。

◆健康状態告知「回答記入欄・署名欄」：

- C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(EF加入依頼書に複写されます。)
- 下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(BF告知の大切さに関するご案内)頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)

◆所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)：質問1～3の回答・告知日・自署欄

◆医療補償・がん補償：質問1～2の回答・告知日・自署欄

◆介護補償：質問1の回答・告知日・自署欄

※介護補償のみに団体構成員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます(この場合は、団体構成員がご署名ください。)。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。

※被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。(例：安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

《訂正方法》

誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

7	9	続柄コード
01	本人	07 孫
02	配偶者	08 その他親族
03	父 母	10 雇用主(法人)
04	子	11 雇用主(個人事業主)
05	兄弟姉妹	12 従業員
06	祖父母	99 その他

【所得補償】職業・職務コード	
010 事務職	060 建設作業者
020 営業職	070 家事従事者
030 自動車運転者	080 学生
040 運輸従業者	090 無職者
050 金属製造加工作業者	990 その他
「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に 具体的に「ご記入ください。」	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
■ 保険の対象となる方が国内外でケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合	「交通事故等」*3により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*4中に保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- *3 交通事故等とは以下のものをいいます。
■ 運行中の交通乗用具*5との衝突、接触等の交通事故 ■ 運行中の交通乗用具*5に搭乗している間の事故 ■ 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ■ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■ 交通乗用具*5の火災による事故 等
- *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *5 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

＜共通＞ ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの	等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしていない場合のみ＞ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ	等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ＞ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ	等
＜「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ＞ ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ	等
*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。	

所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[所得補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1(4 日)を超えた場合に、最長 1 年保険金をお支払いします。 ▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4 日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1 か月を 3 0 日として日割りで計算します。 *3 免責期間*1が始まる直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約では 1 年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて 1 8 0 日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

[所得補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて 1 年を経過した日の翌日の午前 0 時時点で既に発生している就業不能	等
*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から 1 年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[医療補償基本特約] 疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では180日となります。
[医療補償基本特約] 疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[医療補償基本特約] 放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。
[退院後通院 保険金特約 ＋ 傷害不担保特約 (退院後通院 保険金用)] 退院後通院保険金	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

[総合先進医療特約] 総合先進医療基本 保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療
[総合先進医療特約] 総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。
[三大疾病・ 重度傷害一時金 特約 + 三大疾病のみ補償特約 (三大疾病・重度傷害 一時金用)] 三大疾病・重度傷害 一時金	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■がん*1が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(N C C 監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 *3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

[女性医療特約] 女性入院保険金	所定の病気(女性疾病等*1)によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶女性入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*2)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度(疾病入院免責日数*2は含みません。)とします。 ※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等*1となっても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 一般に女性が罹患(りかん)しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含まれます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では1 8 0 日となります。
[女性医療特約] 女性形成治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に以下のような手術を受けられた場合 ■ 瘢痕(はんこん)形成術(植皮術(皮膚の移植術)や瘢痕(はんこん／傷跡)に対する形成術) ■ 変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾(ぼし)等)に対する形成術) ■ 乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ▶手術の種類に応じて女性入院保険金日額の2 0 倍または4 0 倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 【ご注意】乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期日からその日を含めて9 0 日を経過した日の翌日の午前0 時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1 年と9 0 日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金のお支払対象となります。)。

※「1 回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて1 8 0 日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

《保険金をお支払いしない主な場合》(医療補償共通)

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等	
*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1 年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。	

がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(N C C監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[がん補償基本特約] がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約 + がん通院保険金の対象期間 延長特約(三大治療用)] がん通院保険金 ・ がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院を含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院(更新前契約で支払われる通院を含みます。)に対しては、重複してはお支払いできません。 *1「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

介護補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護３以上から要介護２以上への補償拡大に関する特約]

[公的介護保険連動型(要介護２)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた状態となった場合

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
- ただし、保険の対象となる方１名につき１回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》（介護補償）

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。

*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*1を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または 1 組で100 万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 受託品の電氣的または機械的事故
 - 受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - 詐欺または横領
 - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

[個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合 ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。 *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。 *3 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または 1 組で100 万円を超える物 等
--

[個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■ 受託品の電氣的または機械的事故 ■ 受託品の置き忘れまたは紛失*3 ■ 詐欺または横領 ■ 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1 事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	等
---	---

[携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害	等
*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。) ■ ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。	
---	--

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害	等
*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー3・5以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者*1 ■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※ 原則として同伴キャディがいなくてもセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※ 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。 既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※ 保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものをご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ	等
---	---

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください ＊2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●学業継続支援特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

＊2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額 ＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額 ＊1の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 ＊1は、平均月間所得額 ＊2以下(平均月間所得額 ＊2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 ＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 ＊3×約定給付率とします。

＊2 直前12か月における保険の対象となる方の所得 ＊4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

＊3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

＊4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合

④ご加入者の加入部分 ＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 ＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 ＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ - 1 告知義務」をご確認ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ - 1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項						
項目名 基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	－	－	★	★	★*3	－
職業・職務*4	－	☆	－	－	－	－
健康状態告知*5	－	★	★	★	★	－

- ※すべての補償について「他の保険契約等 * 6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。
- * 1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
 - * 2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
 - * 3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
 - * 4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - * 5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
 - * 6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者 * 7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

* 7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)

- a. 婚姻意思 * 8を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

* 8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 * 9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります * 10。

- 責任開始日 * 9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません * 11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)
- * 9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- * 10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- * 11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)。)

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
＊1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
＊2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

- すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。))についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ＊1 解約日以降に請求することがあります。
- ＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ① この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ② 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。



6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

パンフレット等記載の
《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)



＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

インターネットによりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	—
☐ 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—
☐ 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？ (平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、保険金額の見直しを行ってください。) なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○ *2	—
●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 ☐ 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	—	○
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○

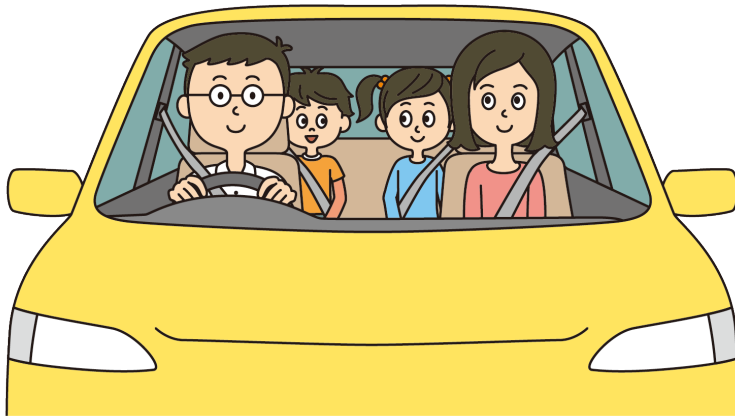
3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

団体扱自動車保険

—トータルアシスト自動車保険—



©東京海上日動

現在のノンフリート
等級別割増引率適用後
さらに

団体扱
割引

20%

適用!!^{*1}

特徴
1

団体扱割引適用で **おトクな保険料**

東京海上日動の一般契約

保険料 月々 6,600円
年間 79,200円

東京海上日動の団体扱契約

保険料 月々 5,020円
年間 60,240円

月々 1,580円も割安!!
(年間18,960円)

5つの特徴

特徴
2

現在のノンフリート等級を継承!

※他の保険会社、JA共済、全労済等を含みます。
ただし、一部の共済を除きます。

特徴
3

給与引去 or 口座振替でらくらく!

特徴
4

同居の親族のお車も契約対象!

特徴
5

退職後も団体扱契約継続OK!

お見積り・ご相談はインターネットでらくらく!



インターネットで「MCIC 自動車」と検索してください。

MCIC 自動車

検索

または

bit.ly/mcic-car_insurance

●アドレスはすべて半角英数字で入力してください。



■トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の保険料例 (基準日: 2025年1月1日現在)

＜ご契約条件＞

保険期間: 1年間、ノンフリート等級: 20等級(割引63%)、事故有係数適用期間: 0年、お車の用途・車種: 自家用普通乗用車、車名: エクリプスクロス、型式: GL3W、料率クラス(車両10、対人8、対物10、傷害6)、初度登録年月: 令和7年1月、新車割引有、Eco割引有、お車の使用目的: 日常・レジャー使用、運転者の範囲: 本人・夫婦限定、年齢条件: 35歳以上補償(記名被保険者年齢区分: 40歳以上50歳未満)、記名被保険者の免許証の種類(色): ゴールド、対人賠償責任保険: 無制限、対物賠償責任保険: 無制限、人身傷害保険: 7,000万円、傷害一時費用不担保特約、車両保険395万円(一般条件、免責金額1回目0万円 2回目以降10万円)、弁護士費用特約(自動車事故型)、レンタカー費用等不担保特約、払込方法: 分割払

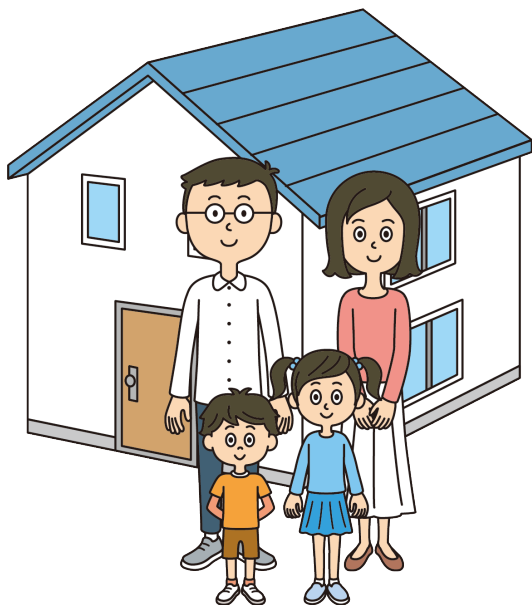
※補償内容には、自動セットされる特約も含まれていますが、記載は省いている特約もあります。

*1 団体扱割引20%は2025年1月1日から2025年12月31日までの始期契約に適用されます。割引率は団体の損害率等によって毎年見直されます。

※団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。

団体扱火災保険

—トータルアシスト住まいの保険—



大口団体扱割引

10%

適用!!^{*1}

ご確認ください

- ◆ マイホームの購入時にローンと一緒に買った長期の火災保険の更新を忘れているかもしれない…
- ◆ 保険の対象は建物だけで、家財を補償対象にしていないかもしれない…
- ◆ 地震による損害が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ 台風による損害の仮修理費用が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ 近年増加傾向にある水災による損害が補償の対象になっていないかもしれない…
- ◆ 古い火災保険に入っており、損害が発生した際の修理費用が満額補償されない保険金支払方式になっているかもしれない…

お見積り・ご相談はインターネットでらくらく！



インターネットで「MCIC 火災」と検索してください。

MCIC 火災

検索

または

bit.ly/mcic-fire_insurance ●アドレスはすべて半角英数文字で入力してください。



*1 大口団体扱割引10%は、保険期間の始期日が2025年11月1日から2026年10月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の契約件数により毎年見直されます。なお、大口団体扱割引は地震保険には適用されません。

※団体扱の対象となる方の範囲(契約者・被保険者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。

「トータルアシスト自動車保険」は総合自動車保険、「トータルアシスト住まいの保険」は住まいの保険および地震保険のペットネームです。このご案内は自動車保険(団体扱)・火災保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

自動車保険・火災保険の引受保険会社：

東京海上日動火災保険株式会社

担当課：総合営業第一部 MC室

〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアEAST11階

TEL：03-3285-1842

団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険(MC DASH) 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償						変更する補償
①傷害補償						②医療補償
③がん補償						④介護補償
⑤賠償・財産・費用						
変更する補償						改定項目
①	②	③	④	⑤		概要
		○			がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
		○			「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
		○			「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
	○				「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

変更する補償					改 定 項 目	概 要
①	②	③	④	⑤		
○					参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○				○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○					職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
				○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」

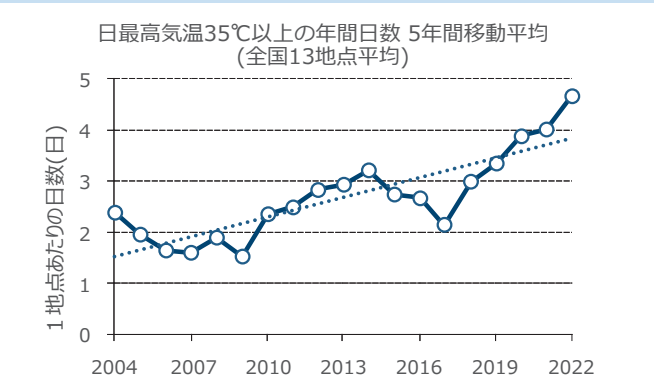
このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

傷害補償 熱中症の補償追加・保険料改定他

■ 熱中症の補償追加

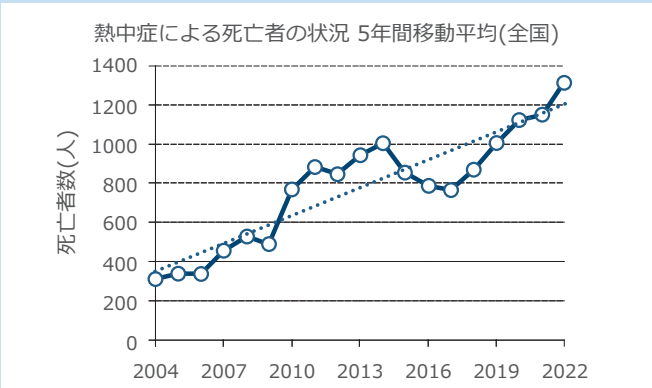
- ▶ 気候変動に伴う気温上昇等により、熱中症による死亡者数や救急搬送人員が増加しています。
- ▶ 一方で、熱中症は運動やレジャー等、ケガと同様の状況下で発生することが多いものの、これまでの傷害補償では補償対象外となっており、わかりにくいというご意見や補償対象としてほしいというご要望をいただいていた。

猛暑日数の推移



出典：気象庁 [全国13地点平均]日最高気温35℃以上(猛暑日)の年間日数

熱中症による死亡者数の推移



出典：環境省 熱中症死亡者(5年移動平均)の推移

- ▶ 熱中症のリスクやお客様ニーズの高まりを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、傷害補償基本特約等において熱中症を補償の対象とします。
また、2024年6月の傷害保険参考純率改定*1や熱中症の補償追加、および収支状況を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるため、保険料を見直します。
- ▶ なお、実際にご負担いただく保険料は、ご契約条件や職種級別による料率区分の廃止*2により異なり、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

改定前後の保険料例

タイプ			改定前保険料
日常生活全般プラン (本人型)	FHA4 タイプ (月払)	職種級別A	400円
		職種級別B	580円
	FHA4 タイプ (一時払)	職種級別A	4,410円
		職種級別B	6,380円
日常生活全般プラン (家族型)	KKA4 タイプ (月払)	職種級別A	1,410円
		職種級別B	1,590円
	KKA4 タイプ (一時払)	職種級別A	15,460円
		職種級別B	17,430円

改定後保険料	改定額
420円	+20円 ▲160円
4,620円	+210円 ▲1,760円
1,490円	+80円 ▲100円
16,430円	970円 ▲1,000円

*1 保険会社は参考純率を適宜参照しながら自社の純保険料を決定しております。

*2 職種級別(A・B)ごとに異なる料率を定めていましたが、職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

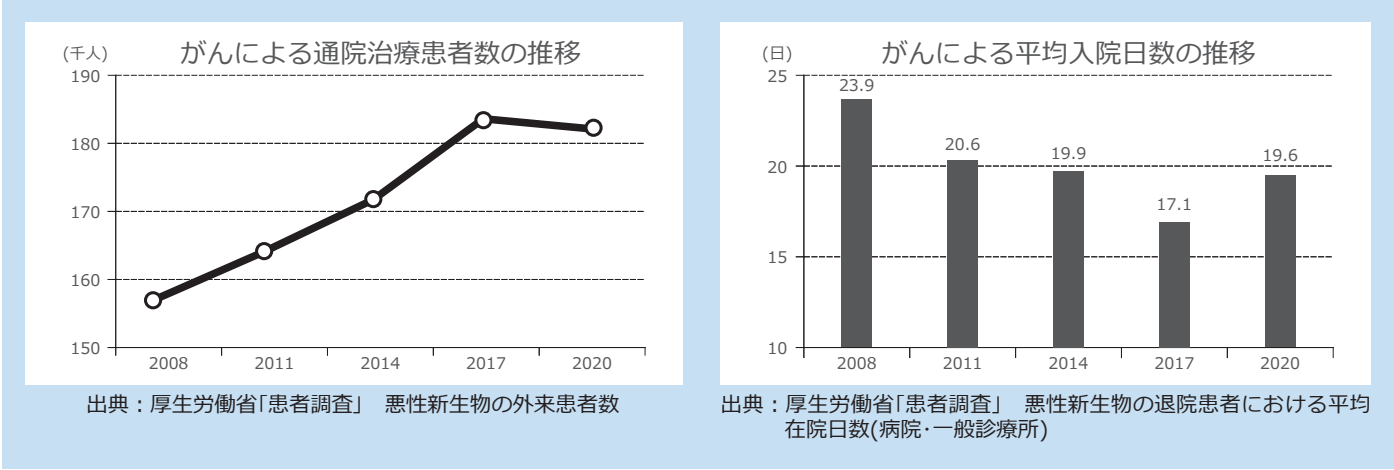
※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

がん補償 通院補償の改定・料率改定等

■ 通院補償の改定

▶ 近年、医療技術の進展等によりがんの治療実態は大きく変化しており、三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)を中心にがんによる通院治療患者数は増加傾向にあり、がんによる平均入院日数は短縮傾向にあります。

がん治療実態の変化



がん治療の実態・お客様のお声を踏まえ、必要な補償をわかりやすくお届けするため、「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」を補償対象とし、保険金の支払対象期間・支払限度日数を拡大した充実した補償パターンに変更します。

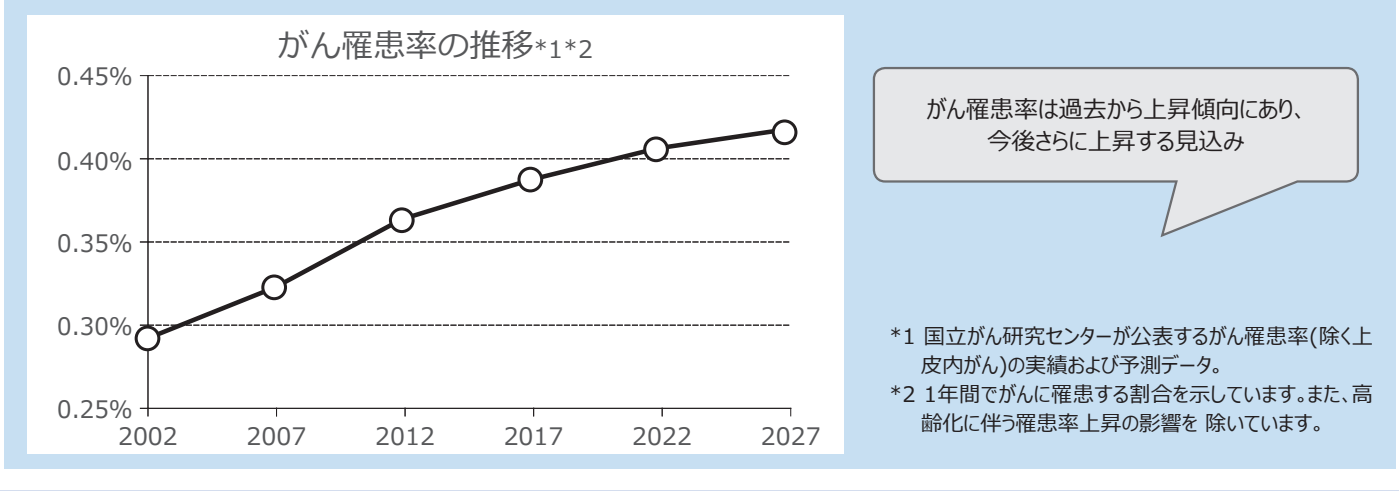
補償パターン			改定前	改定後
			がん補償基本特約 + がん通院保険金の支払 事由変更に関する特約	がん補償基本特約 + がん通院保険金の 対象期間延長特約 (三大治療用)
補償内容	三大治療のための通院 (支払限度日数)		対象外	無制限
	入院前後の通院	支払限度日数	45日	無制限
		支払対象期間	入院前60日～ 退院後180日	入院前60日～ 退院後365日
		入院日数要件	日帰り入院	日帰り入院

がん補償 通院補償の改定・料率改定等

■「がん診断保険金」等の保険料改定

- ▶医療技術の進歩やがん検診受診率の向上等により、がん罹患率は上昇傾向にあります。
- ▶がん診断保険金は、がん罹患率の上昇を背景に収支が悪化している状況が続いています。また、今後の医療技術の進歩を踏まえると、がんの早期発見の増加による更なるがん罹患率の上昇が見込まれます。

がん罹患率の推移および今後の見通し



通院補償の改定および収支状況を踏まえ、今後もお客様に安定的に補償を提供し続けるために、保険料を見直します。

改定前後の保険料例

年齢区分	改定前 保険料	改定後 保険料	改定額
20～24歳	90円 診断： 50円 入院： 30円 通院： 10円	70円 診断： 30円 入院： 30円 通院： 10円	▲20円
25～29歳	190円 診断： 100円 入院： 50円 通院： 40円	220円 診断： 140円 入院： 50円 通院： 30円	+30円
30～34歳	370円 診断： 170円 入院： 140円 通院： 60円	450円 診断： 250円 入院： 140円 通院： 60円	+80円
40～44歳	860円 診断： 360円 入院： 290円 通院： 210円	1,140円 診断： 650円 入院： 300円 通院： 190円	+280円
50～54歳	1,750円 診断： 820円 入院： 520円 通院： 410円	2,040円 診断： 1,140円 入院： 530円 通院： 370円	+290円
60～64歳	3,980円 診断： 1,870円 入院： 1,270円 通院： 840円	4,420円 診断： 2,350円 入院： 1,310円 通院： 760円	+440円

※がん診断保険金額100万円、がん通院保険金日額5,000円、がん入院保険金日額10,000円、団体割引30%、過去の損害率による割引20%の場合の月払保険料です。
改定前のがん通院保険金の保険料は「がん補償基本特約＋がん通院保険金の補償拡大特約」の前提で算出しています。

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

医療補償 三大疾病・重度傷害一時金特約の補償内容の変更・保険料改定

■ 三大疾病・重度傷害一時金特約の補償内容の変更

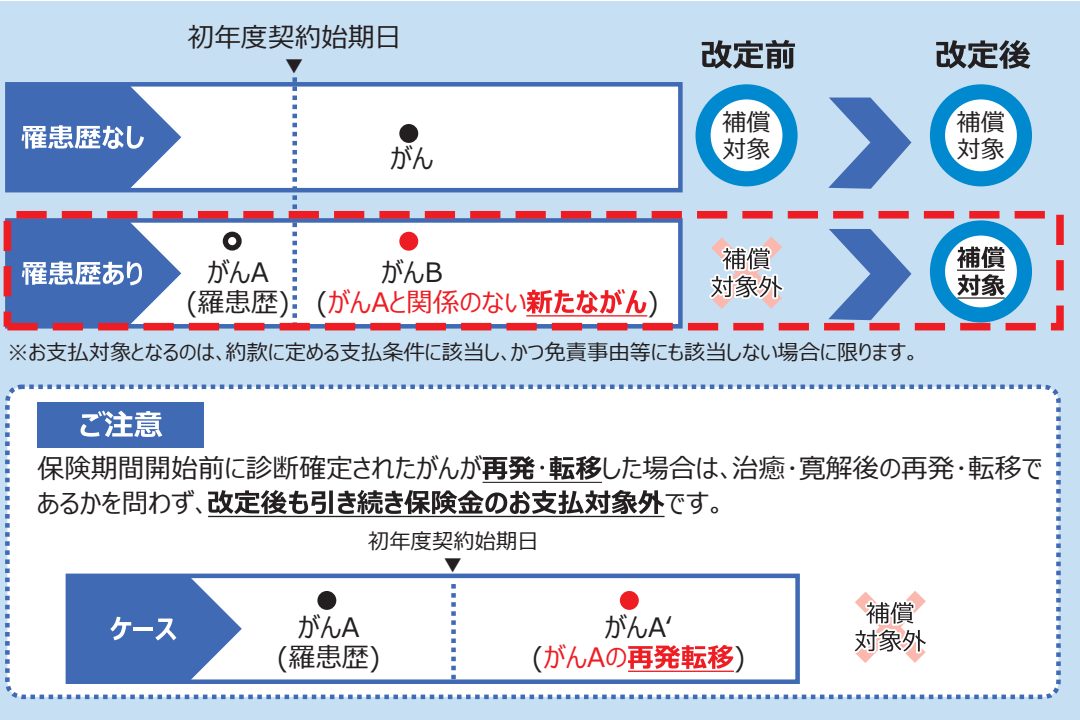
- ▶ 本特約は三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により約款に定める状態に該当した場合等に一時金をお支払いする特約ですが、がんと診断確定されたことがある方も告知事項に該当しなければご加入いただけます。
- ▶ 一方で、がんと診断確定されたことがある方がご加入された場合、「加入後初めて罹患したがん」については補償対象外となっており、わかりにくいというご意見や補償対象としてほしいというご要望をいただいていた。

- ▶ 多くのお客様により良い補償を提供するため、がんと診断確定されたことがある方が「加入後初めて罹患したがん」についても、保険期間開始前に診断確定されたがんと関係のない「新たながん」であれば、補償対象とする改定を行います。
- ▶ 補償内容変更とがんの罹患率の上昇に伴う収支状況を踏まえ保険料を見直します。

本特約の補償内容

保険金の種類
悪性新生物一時金
急性心筋梗塞入院一時金
脳卒中入院一時金

がん罹患歴がある方がご加入された場合



改定前後の保険料例

年齢区分	改定前保険料
20～24歳	診断： 230円 入院： 510円 通院： 70円 810円
25～29歳	診断： 230円 入院： 530円 通院： 80円 840円
30～34歳	診断： 230円 入院： 550円 通院： 90円 870円
40～44歳	診断： 350円 入院： 650円 通院： 110円 1,110円
50～54歳	診断： 700円 入院： 1,020円 通院： 180円 1,900円
60～64歳	診断： 1,230円 入院： 1,910円 通院： 370円 3,510円

改定後保険料	改定額
診断： 200円 入院： 510円 通院： 70円 780円	▲30円
診断： 260円 入院： 530円 通院： 80円 870円	+30円
診断： 310円 入院： 550円 通院： 90円 950円	+80円
診断： 490円 入院： 650円 通院： 110円 1,250円	+140円
診断： 790円 入院： 1,020円 通院： 180円 1,990円	+90円
診断： 1,400円 入院： 1,910円 通院： 370円 3,680円	+170円

※ 三大疾病・重度傷害一時金額50万円、傷害入院保険金日額5,000円、疾病入院保険金日額5,000円、退院後通院保険金日額3,000円、傷害入院免責日数0日、疾病入院免責日数0日、傷害入院支払限度日数180日、疾病入院支払限度日数180日、団体割引30%、過去の損害率による割引20%の場合の月払保険料です。

※改定の詳細およびその他の主な改定項目は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

お申し込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間		2025年8月12日から2025年9月10日まで
保険料の払込方法		毎月の給与より引き去り(月払、一時払)、または口座振替(月払、一時払)となります。各企業で予め決まっておりますので、代理店にご確認ください。
新規ご加入の方		「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、代理店へご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。
現在ご加入の方	変更を希望される方	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)*1
随時加入OK!	上記募集期間終了後の取扱い	新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。詳しくは下記までお問い合わせください。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、ご確認ください。

■この保険は、三菱商事株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として三菱商事株式会社が有します。

*1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

三菱商事インシュアランス株式会社

■ 本店 TEL : 0120-400-114 (受付時間：平日午前10時～午後4時)

※お電話が大変混み合い繋がりにくい場合がありますので、弊社ホームページお問い合わせフォームもご利用ください。
三菱商事インシュアランスホームページ(<http://www.mcic.co.jp/individuals/>)

■ 西日本支店 TEL : 06-6348-7175

■ 中部支店 TEL : 052-856-4451

■ 九州支店 TEL : 092-721-2603

お問い合わせフォーム
二次元コードはこちら▶



(株)東京海上日動パートナーズ東北

仙台支社

TEL : 022-207-3811

FAX : 022-207-3813

(株)東京海上日動パートナーズEAST

東信支社

TEL : 0268-28-8020

FAX : 0268-28-8112

(株)東京海上日動パートナーズ九州

大分支店 佐伯支社

TEL : 0972-22-2077

FAX : 0972-22-2104

※仙台、長野、大分各地区においては、各地区の(株)東京海上日動パートナーズが取扱(幹事)代理店、三菱商事インシュアランス株式会社が非幹事代理店となります。

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 総合営業第一部 MC室

住所：〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエアEAST11階

TEL : 03-3285-1842

《おけが・ご病気のご連絡、保険金のご請求は二次元コードからが便利です》



ご加入者専用のサイトで保険金請求の受付ができます。

(おけが・ご病気以外の請求につきましては代理店または東京海上日動火災保険までご連絡ください。)

二次元コード以外の入り口(URL) : csc.tmnf.jp/csfm (6:00-24:00 年末年始のみ8:00-22:00)

※上記二次元コードからアクセス、メール送信いただいた場合は証券番号入力が必要です。ご自身の団体保険加入者票に印刷された二次元コードからアクセスいただくと、証券番号の入力が省略できます。

《事故時の連絡先》

代理店

三菱商事インシュアランス株式会社

TEL : 0120-400-114

(受付時間：平日午前10時～午後4時)

事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

TEL : 0120-720-110

(受付時間：24時間365日)



<2025年10月1日以降始期契約用>

25TX-002230 2025年8月